

岩手県告示第552号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨岩泉町長から次のとおり通知があった。

令和5年12月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 下閉伊郡岩泉町岩泉字上川崎地内ほか
- 2 公共測量を実施する期間 令和5年9月21日から令和6年1月30日まで
- 3 実施する公共測量の種類 基準点測量